

サンタマン氏（元 OECD 租税政策・税務行政センター局長）来日講演の概要 - 「BEPS2.0 × Trump 2.0」・「税務ガバナンス」・「租税法務」をテーマに議論 -

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2025年3月24日号

執筆者:

[可部 哲生](#)

t.kabe@nishimura.com

[増田 貴都](#)

t.masuda@nishimura.com

[伊藤 剛志](#)

t.ito@nishimura.com

I はじめに

本ニュースレターでは、2025年3月14日に当事務所がブランドウィック・グループ及び KPMG 税理士法人と共同で開催したセミナー「[BEPS2.0 × Trump 2.0 ～今、日本企業に求められるガバナンス体制とは](#)」（以下「**本セミナー**」）の概要を報告いたします。

本セミナーには、日系大手企業の CFO、執行役員、財務・税務責任者をはじめ、100名近くの多くのクライアントの皆様にご来場いただきました。本セミナーは、西村高等法務研究所の所長である中里実 東京大学名誉教授・元政府税制調査会会長のフランス語も交えたご挨拶から始まりました。その後、元 OECD 租税政策・税務行政センター局長であるパスカル・サンタマン氏（現・ブランドウィック・グループ パートナー、スイス・ローザンヌ大学 税制担当教授）をお迎えし、「BEPS2.0 × Trump 2.0」という今最も注目されるテーマについてご講演いただきました。さらに、この激動の時代に対応する税務ガバナンスのあり方について、当事務所と KPMG 税理士法人が解説し、ブランドウィック・グループ東京事務所が戦略的なステークホルダー・エンゲージメントの視点を共有しました。その後の懇親会では、クライアントの皆様とサンタマン氏をはじめとする講演者との間で活発な意見交換が行われました。

II 特別講演「BEPS2.0 × Trump 2.0」（講師：パスカル・サンタマン氏）

パスカル・サンタマン（Pascal Saint-Amans）氏は、OECD 租税政策・税務行政センター局長として2012年から10年以上にわたり、国際課税の改革プロジェクトを主導してきました。2023年からはブランドウィック・グループ・パリ事務所にパートナーとして参画し、税務を含む政策・規制に関わる重要課題について企業にアドバイスを行っています。2024年には OECD を通じた日本の租税政策等の推進に対する顕著な功績を讃えて日本から旭日中綬章が授与されています。サンタマン氏は、本セミナーでは「BEPS2.0 × Trump 2.0」というテーマで特別講演を行いました。その概要は次のとおりです。

1. はじめに : BEPS2.0 × Trump 2.0

2025年1月20日、米国トランプ大統領は「[The Organization for Economic Co-operation and Development \(OECD\) Global Tax Deal \(Global Tax Deal\)](#)」を発出しました。これに関して、サンタマン氏は同政策の影響や今後の展開について次のような見識を披露されました。

- ・ **予測されていた対応** : 共和党及び第二次トランプ政権 (Trump 2.0) が軽課税所得ルール (UTPR) 及びデジタルサービス税 (DST) に対し報復を示唆するのは想定内であり¹、驚きではない。
- ・ **通商制裁の即時発動なし** : 経済制裁の即時発動を指示していない点に注目し、米国経済及び世界経済への悪影響を回避したことを評価。トランプ政権が直ちに通商戦争へ突入しなかったのは合理的判断。
- ・ **政策優先度の高さ** : 大統領就任初日の大統領令 (所謂 Day One Executive Order) に盛り込まれたことは、トランプ政権が国際課税を一般に思われていたよりも遙かに重要視していることを示唆。
- ・ **今後の展開** : Trump 2.0 が OECD Global Tax Deal を葬り去ると判断するのは時期尚早。

2. BEPS2.0 に至る背景・経緯

サンタマン氏は、Trump 2.0 が OECD Global Tax Deal を葬り去ると判断するのは時期尚早であるということの説明されるに当たり、まずは BEPS2.0 に至るまでの国際課税の変遷を振り返り、その背景や経緯を指摘されました。

- ・ **国際課税の基礎の形成 (国際連盟時代)** : 租税条約や独立当事者間原則 (移転価格税制) が整備され、国際課税の基礎が確立。各国の課税主権が強調されており、また、経済活動が国境を越えるのが容易でない時代背景もあり、各国がそれぞれ定立する税制が機能。
- ・ **グローバル化やデジタル化の進展** : 経済の中心が知的財産からの超過収益にシフト。企業が知的財産と収益を容易に国境を越えて移転できるように。各国間の租税競争が激化し、法人税率引き下げ競争が加速。米国系多国籍企業を中心にアグレッシブなタックス・プランニングが横行。
- ・ **BEPS 対策の始動** : 従来の国際課税ルールがこのような実態に適応できなくなっているという認識が拡大。2008年の金融危機を契機に租税が専門的・技術的なトピックから政治課題へと位置づけも変化。G20の支持を受けて OECD において BEPS 対策の議論が本格化。大きく分けると次の三段階。

【第一弾】税の透明性

- 租税情報交換等で各国の税務当局間の連携と協力を強化。

【第二弾】BEPSプロジェクト

- 各国が個別に租税立法を進める形は維持しつつ、足並みを揃えながら共通のルールを国内法化するアプローチで、国際的な租税調和を図りつつ、租税回避を抑制。アンチ・ハイブリッド・ミスマッチ・ルールなど、相手国の課税状況に応じて発動する税制を導入。これらの取り組みが、後の Pillar 2 (グローバル・ミニマム課税) の基盤を形成。

¹ 第二次トランプ政権の発足までの米国の動向については、中里実=太田洋=吉村政穂=伊藤剛志=中村真由子「《座談会》国際課税の潮流と日本の租税制度への影響」(中里実監修『[デジタルエコノミーと課税のフロンティアII](#)』(有斐閣、2024)2頁以下)にて解説しています。

第三弾：BEPS2.0の展開

- 知的財産と超過収益に依存する経済構造から少数の勝者が利益を総取りする傾向が強まる。そうした少数の勝者が軽課税国に莫大な利益を蓄積することが問題に。適正な税負担を求める機運が高まる。しかし、各国は課税利益の呼び込みのため強い底辺への競争圧力に依然晒され続ける。
- これに対処する試みが、他にもなく第一次トランプ政権が2017年のTCJA（Tax Cuts and Jobs Act）により創設したGILTI。Pillar 2（のGloBEルール）はGILTIに着想を得ている。その後、2021年10月、G20/OECD BEPS 包摂的枠組による「二本の柱」の政治的合意が成立。

3. Pillar 1 と Trump 2.0

続けて、サンタマン氏はBEPS 2.0のPillar 1（のAmount A）とTrump 2.0の関係に言及され、例えば以下のような点を指摘されました。

- **Pillar 1の現在地**：デジタル企業に限らず多国籍企業グループの（みなし）超過利潤（利益率10%超の部分）に係る課税権の再配分と新たなネクサス創設がPillar 1の目的。その原形は第一次トランプ政権のムニューシン米財務長官のセーフハーバー提案を経て固まったもの。2021年から多数国間条約（MLC）交渉が続くも、交渉期限が繰返し延期されており、もはや終わりのないプロセスと化している。特に、MLC発効には米国の批准が必要であるが、そのために不可欠な米国上院の3分の2の賛成が見込めず行き詰まっている状態。
- **Pillar 1の意義**：移転価格税制（独立当事者間原則）の再構築（Reimagine）であると共に、デジタルサービス税（DST）等の一方的措置の繁茂を抑止して米国との通商戦争を回避する狙い。
- **Trump 2.0は本当にPillar 1に引導を渡す気なのか**：第二次トランプ政権はDSTに対し内国歳入法§891に基づく対抗措置（税率倍増）を示唆するも、そもそも第一次トランプ政権の時点で通商法301条調査を経てDSTに対抗措置を講じ得るとの結論は出ており、新たな進展ではない。トランプ大統領は気候変動に関してパリ協定離脱を就任初日に即宣言した一方で、DSTについては60日間の調査期間を設定する柔軟さを見せた。OECDでの米国の交渉代表担当に実務経験豊富なRebecca Burchを選出予定とも聞かれる。結局Pillar 1交渉が打ち切られた場合に世界規模でのDST濫立に直面するのは米国。

4. Pillar 2 と Trump 2.0

さらに、サンタマン氏は、BEPS 2.0のPillar 2（GloBEルール）とTrump 2.0の関係についても議論され、以下のような論点を挙げるなどして見解を示されました。

- **Trump 2.0のOECD Global Tax Deal 離脱宣言は新展開ではない**：米国はGloBEルールの国内法化を一度も実現できず。トランプ政権だけでなく、バイデン政権下でさえもBBB法（Build Back Better Act）が民主党のジョー・マンチン上院議員の反対で頓挫。その意味でOECD Global Tax Deal 離脱宣言の前後の変化は皆無。また、Pillar 2はクリティカル・マスの法域が導入すれば多国籍企業の90%に対し15%の最低税率を適用可能であり、そもそも米国抜きで作動し得るよう設計。
- **Trump 2.0がUTPRに報復する真の狙いは何か**：大統領令はUTPRによる米国企業への課税に対し報復を示唆したが、その真意は何か。米国の主要なインセンティブ税制（例えばR&D tax credits）は非還付型税額控除。このため、QRTC（qualified refundable tax credit）のように所得（実効税率計算の

分母)の増加ではなく、税額(実効税率計算の分子)の減少と扱われ、米国流のインセンティブ税制では実効税率が低く算出されがち。米国の実効税率が15%を下回ると他国でUTPR課税が発生。その結果、米国系多国籍企業が米国内で利用するインセンティブ税制が実質的に無意味化する懸念。Trump 2.0の狙いがこの懸念の解消なのであれば、表面税率が高い国のトップアップ税額をUTPRの対象から外すUTPRセーフハーバー(の恒久化)で十分。UTPRセーフハーバーは、既存のGloBEモデルルール「解釈」の範疇にあると整理されているから、UTPR実施国にも比較的受け入れやすい目標。

- **Trump 2.0はUTPRの完全廃止をも目指すのか**：Trump 2.0はUTPRセーフハーバーの恒久化を求めただけでなく、UTPRそのものを完全に廃止しようとしている可能性。しかし、UTPRの完全廃止は、米国系多国籍企業が低税率国(例：QDMTT未導入のケイマン諸島)に利益を移転することを助長する結果となるため、米国の政策としても正当性に乏しい。UTPRはPillar 2のバックストップで、これが失われるとPillar 2全体が崩壊する懸念。よって、UTPR実施国としては、このようにPillar 2の根幹をなすUTPRを完全に廃止することは受け入れ困難。
- **UTPRの完全廃止を試みる場合の障壁**：恒久的なUTPRセーフハーバーの創設とは異なり、UTPRの完全廃止は既存のGloBEモデルルールの単なる解釈の範囲を超えるので、抜本的な改訂が必要。モデルルールの改訂には新たな国際的な政治合意が必須だが、それを再調達するのは極めて困難。特にEU加盟国がUTPRを完全廃止するには、EU加盟国に対しUTPRの国内実施を義務付けたEU指令の改廃を要する。これには全EU加盟国(27カ国)の全会一致が必要であり非現実的。
- **Trump 2.0はOECD Global Tax Dealを葬るのか?**：UTPRの完全廃止は困難であり、Trump 2.0の下でもPillar2は存続可能。つまり、Trump 2.0がOECD Global Tax Dealを葬るとの評価は時期尚早。

5. おわりに：日本企業の税務担当者へのメッセージ

最後に、サンタマン氏は日本企業に向けたメッセージとして概ね以下のようなコメントを述べた後、参加者の皆様に対しては、国際課税という不確実性と複雑性に満ちた分野において、時に困難ではあるものの、非常にエキサイティングな役割を果たしていかれることになると激励され、「Good Luck!」との力強い一言と共に、講演を締めくくられました。

- **Pillar2はなくなる**：Trump 2.0の大統領令による60日の期限が迫っており、今後の動向を注視する必要があるが、少なくともPillar 2の終焉を予測するのは早計。Pillar 2は複雑でコンプライアンスコストがかかるものの、日本企業にとっては競争条件の平等化という利点もある。
- **3つのT(Tax, Trade, Trump)を意識すること**：税(Tax)、通商(Trade)、トランプ政権(Trump)が密接に絡み合っており、日本企業のマネジメント層は総合的にこれを把握する必要。
- **税務は財務・会計のテクニカルな問題では済まない**：日本企業は税務を財務・会計の問題と捉える傾向があるが、今やNGOやメディアが注目する企業のレピュテーションにも関わる問題。そして、日本企業は「アグレッシブなタックスプランニングをしない」という点では良好な評判を確立しているが、この評判を今後も維持できるかが肝心。一例を挙げると、欧州や豪州ではPublic CbCRが開始しており、納税情報が税務以外の目的で利用される可能性が生じてきた。例えば、ロシアでの多額の納税の事実が公表されれば、企業がロシアを支援していると思われ、NGOなどから批判を受けるリスクがある。

Ⅲ 国際的変革に向けた税務ガバナンス構築及び『租税法務』の意識化

1. 「国際的変革に備える日本企業の税務ガバナンス」（講師：可部哲生 元国税庁長官）

本セミナーでは、当事務所オブカウンセルである可部哲生弁護士（東京大学大学院客員教授・元国税庁長官）より「国際的変革に備える日本企業の税務ガバナンス」とのテーマで解説がありました。以下は、その概要を取り纏めたものです。

(1) 税務ガバナンス体制の変革

近年、経済のグローバル化と税制の複雑化が進む中で、企業の税務部門に求められる役割は大きく変化しています。

第一に、税務調査・事後対応型の税務から、事前準備・事前予防型の税務への転換が求められています。これまでのように税務調査後に指摘を受けて再発防止のための対応をするだけでなく、事前に税務リスクを特定し、リスク軽減策を検討・実行し、業務フローの改善提言を行う体制への移行が肝要です。第二に、親会社単体中心の税務対応から、グローバルなグループ全体の税務方針統括へ移行する重要性が増しています。移転価格税制や国別報告書（CbCR）に加えて、最近では GloBE ルールと GloBE 情報申告への対応等、全世界的なグループ全体での税務方針を統括することが、今の税務部門には求められています。第三に、税務申告・調整業務だけにとどまらず、CEO・CFO の経営戦略を支える知見と体制を備えた税務部門への進化も必要です。

(2) 税務ガバナンスの重要性と今後の対応

税務ガバナンスの重要性と今後の対応としては、まず、①法令遵守とリスク管理が挙げられます。税務ガバナンスは法令遵守とリスク管理の基盤であり、企業の財務やレピュテーションのリスクを最小限に抑制する必要があります。次に、②企業価値の向上との関係です。税務ガバナンスは企業価値の向上に寄与するものであり、税務の透明性等を通じ、投資家やステークホルダーからの信頼を得ることで、企業の持続的成長につながるということが意識されるべきです。最後に、③経営戦略との連携を指摘できます。国内税務においても政策税制への対応等は経営戦略と密接に関連します。国際税務における移転価格税制、CFC 税制、PE 課税等では、取引自体の税務上の妥当性が問われることとなります。税務リスクや税務コストを事前に考慮することで、例えば、M&A やサプライチェーンの構築において、予期せぬ税務リスクを回避できます。

以上を踏まえると、DX・国際化の進展の中で、どの地域・どのレベルで税務・会計情報を集約するのか、そのためにグローバルにどのように人材・資源を配分していくのか、どこまでを内製化し、どこからはアウトソーシングするのか、国際課税ルールに則った形で如何に税引後利益・キャッシュフローを最大化するのか等、税務ガバナンス体制の構築は、ますます重要な経営課題になっていると指摘できます。

(3) 税務コーポレートガバナンスと国税当局の取組み

国税当局は税務コーポレートガバナンスに着目した取組みを始めており、企業及び国税当局の双方にメリットがあると考えられます。対象法人は調査（査察）部所管法人のうち特別国税調査官所掌法人（約 500 社）ですが、対象法人の拡大や対象法人の実情に応じた実施方法等についても検討されています。具体的な取組み内容としては、法人の税務リスクに応じて調査の頻度や深度等を決定する「リスク・ベース・アプローチ」が採用されています。個々の法人の税務コーポレートガバナンスの状況、事業内容、申告・決算内

容、把握された非違の内容や改善状況など各種要素の分析に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践することとしています。こうした取組みは、いわば納税者と税務当局の「対話と協調」による制度であり、それに併せて、2023年10月から東京国税局の調査部特官所掌法人を対象に、新規性の高い形態の取引について、税務上の取扱いを早期に回答し、税務リスクを低減させていく取組としてJ-CAP制度（Compliance Assurance Program of Japan）も試行されています。

税務コーポレートガバナンスの取組みの実施状況としては、昨年、国税庁より公表された令和5事務年度に係る報告²によりますと、「経営責任者等の関与・指導」で「改善が必要」と評価されたケースが「0%」となり一定の成果が見られます。一方で、例えば「税務（経理）担当部署等の体制・機能」や「税務に関する内部牽制の体制」について、「改善が必要」がいずれも依然33%を占める等、税務部門の現場まで税務コーポレートガバナンスの考え方が完全に浸透するには至っておらず、対応を進めている途上の段階と言えます。

(4) 税務 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の動向

昨今は税務 DX が著しく進展しています。元々、OECD 税務長官会合（Forum on Tax Administration）では、税務コンプライアンス強化の観点から、デジタル技術の活用に関する議論が進められてきました。2012年の「Right from the Start」では、税務申告を受けてハイリスク申告を選定して税務調査で非違を見つけるのではなく、最初から問題のない申告を促すための仕組みを構築することが議論されました。また、2014年には「Tax Compliance by Design」として取引データをリアルタイムで収集し、自動化されたプロセスで税額を計算し、可能であれば納税まで完結する仕組みの構築が議論されました。

さらに、2020年に、能動的かつ時に負担の大きい納税者の自発的なコンプライアンスと、ノンコンプライアンスに対処するため資源を集約した税務調査とに依存した現在のアプローチからの大転換を見据えた報告書である「[税務行政 3.0（Tax Administration 3.0）](#)」が公表されました。そこで描かれる税務行政の将来像は、例えば、納税者の日常生活・業務の延長線上に組み込まれ、納税者が日常利用する業務システムとの連携により簡便かつ正確な納税が可能となる結果、ノンコンプライアンスは意図的かつ手間暇がかかるものに収斂する、システム連携でリアルタイムに近い形で課税関係を安定させる、行政当局間及び民間とのデータ連携により様々な行政手続をシームレスに行うことが可能となる、といった税務 DX の姿です。

日本でも、2023年6月23日付けで「[税務行政のデジタル・トランスフォーメーション —税務行政の将来像 2023—](#)」が公表されています。国税当局は、コロナ禍等を契機として、海外の取組みも踏まえながら、税務手続のデジタル化や業務におけるデータの活用等の DX を推進し、事業者の業務のデジタル化を促進することで、税務を起点とした社会全体の DX を推進することとしています。例えば、マイナポータル連携、電子帳簿保存制度、Peppol によるデジタルインボイス等の取組みが進められています。

さらに、最近では複数報道されているように、課税・徴収事務の効率化・高度化等として AI・データ分析の活用も開始しています。AI も活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、令和4事務年度の法人調査では、AI 分析による選定事案の1件当たり追徴税額は全体の平均を4割超上回り、追徴税額は過去12年間で最高水準になったといい、また、令和5事務年度の税務署による法人税調査では、約8割が AI 分析による選定事案になったとされています。

² 国税庁ウェブサイト《https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/0025002-034_02.htm》参照。

(5) 国際課税ルール変革の動向 (Amount B を含む)

国際課税ルールも変革期にあります。サンタマン氏も言及されていたように、2021年10月には「二本の柱」に関する国際的な政治合意に至った一方で、2025年1月20日にトランプ大統領が、概要、以下のような「The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal (Global Tax Deal)」を発出して、「OECD 国際課税ルール」からの米国の離脱を指示しました。

Pillar 1 の Amount A が実現しない場合、DST (デジタルサービス税) と報復関税の応酬が再燃する恐れがあると考えられますが、それだけに留まらず、従来 Amount A とのパッケージ・ディールとされてきた Amount B についても、今後の動向を注視することが重要です。特に、米国は Amount B の義務化を支持しつつ、昨年12月には米財務省及び内国歳入庁が Amount B に関する規則制定の方針を示していますので、その行方に注目が集まります。また、Pillar 2、とりわけ UTPR については、「域外適用に当たる又は米国企業に不均衡な影響を与える課税ルール」が存在する (又は予定している) 国に対する調査及び保護措置等の検討の対象となると考えられ、日本としても引き続き留意していくべき事項といえます。

The Organization for Economic Co-operation and Development (OECD) Global Tax Deal	
総論	財務長官、USTR 代表、OECD 代表部宛 前政権が支持した OECD 国際課税ルールは、米国の所得に対する域外管轄権を認めるだけでなく、米国の企業及び労働者の利益に資する税制を制定する我が国の能力を制限するものである。国際課税ルール及び差別的な外国の税制により、米国が外国の租税政策に従わない場合には米国企業は報復的な国際課税制度に直面する可能性がある。本覚書は、国際課税ルールが米国において効力を持たないことを明確にすることにより、我が国の国家主権と経済的な競争力を取り戻すものである。
第1条 グローバル課税 ルールの適用性	財務長官と OECD 代表部は、OECD に対して、国際課税ルールについて前政権が行った如何なる約束も、国際課税ルールを採択する米国議会の行為がない限り、米国において効力を持たないことを OECD に通知すること。財務長官及び USTR 代表は、そのほか本覚書の所見を実施するために必要なあらゆる追加的措置を講ずること。
第2条 差別的・域外的な 税制措置からの保 護のための選択肢	財務長官は USTR 代表と協議して、米国との租税条約を遵守していない国、域外適用に当たる又は米国企業に不均衡な影響を与える課税ルールを設けているか又は設ける予定がある国がないか調査し、そのような違反又は課税ルールに対して米国が採るべき保護措置等の選択肢のリストを経済政策担当大統領補佐官を通じて大統領に提出すること。財務長官は、調査結果と勧告を、60 日以内に、経済政策担当大統領補佐官を通じて大統領に提出すること。(以下 略)

2. 税務ガバナンスにおける『租税法務』の意識化 (講師：伊藤剛志弁護士)

さらに、「税務ガバナンスにおける『租税法務』の意識化」と題して、当事務所のタックス・プラクティス・グループのパートナーである伊藤剛志弁護士が講演を行いました。

(1) 税務ガバナンスの意義

近年、税務ガバナンスの重要性がますます高まっています。課税当局は、経営責任者が適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することを求めており、税務ガバナンスが不十分な企業には調査が重点的に行われる傾向にあります。今や、租税は「利益に応じて支払うもの」ではなく、「管理するもの

(govern) 」へと変化しています。適正な申告は大前提ですが、租税についてのリスク管理を怠ると、予期せぬ課税処分や多額の追徴課税が発生し、ひいては税引後利益の最大化を阻害しかねません。

その一方で、租税法令はますます複雑化しています。法令集『実務税法六法（法令編）』は平成元年版では2,614頁でしたが、令和6年版では9,091頁と3倍以上にもなっています。企業会計と租税会計の乖離も益々進行しています。また、最近では「伝家の宝刀」と呼ばれていた一般的行為計算否認規定も適用事例も目立ちます。租税立法と税務行政・執行の変化にも注意が必要です。租税制度の複雑化は避け難いところ、結果的に租税立法の「質」が低下している現状を指摘できます。近時の租税立法では、広く課税の網をかけつつ、一定の例外を設けることが常套手段となっています。企業の多様な事業活動・事業展開をすべて網羅的に想定して、適切な例外規定を設けることは不可能です。にもかかわらず、税務執行においては租税制度の趣旨に反すると納税者が感じるようなものにすら、形式的な執行が試みられるのが実態です。結果として、企業にとって想定外の「落とし穴」に陥るリスクが高まっていると言えます。

(2) 「租税法務」とは何か

こうしたリスクの高まりに対処し、租税を適正に管理するためには、『租税法務』の視点が不可欠です。租税法務とは、租税に関する法的分析を通じてリスクを管理・コントロールし、紛争を未然に防ぐ「予防法務」の租税版です。租税法務により、租税に関する紛争（訴訟）を回避するとともに、万が一発生した場合でも迅速な解決が可能となります。租税法務の実装には、租税に関する基礎的な理解に加え、関連する証拠や事実を適切に把握し、複雑な租税法規を正確に適用・評価する能力が求められます。さらに、法規範が不明確な領域においても、適用が想定される法規範を適切に分析し、リスクを評価する視点が不可欠です。また、租税法令の解釈・適用に基づき、適切な事実形成や証拠形成（関連契約書の作成を含む）を主導できる体制の構築も重要となります。貴社では『租税法務』の責任部署・責任者を明確に定めていますか。『租税法務』が税務部門と法務部門の間で埋もれてしまっていないですか。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業は、企業皆様の『租税法務』を強化し、実効的な税務ガバナンスの実現を支援するため、法務・税務を統合した専門的アドバイスに引き続き取り組んでまいります。

IV おわりに

「BEPS 2.0 × Trump 2.0」は、日系多国籍企業のグローバルな経済活動において喫緊の重大テーマであることは間違いありません。このような国際課税ルールの変遷期においては、税務面だけでなく、法務面も意識した「税務ガバナンス」の構築と「租税法務」の意識化が不可欠であると考えられます。

そのような中で、BEPS2.0の立ち上げを自ら主導し、その後も国際租税ルールを巡る交渉において豊富な知見を有する第一人者であるパスカル・サンタマン氏をお招きし、本セミナーを開催できたことは、非常に感慨深く、また極めて有意義な機会であったと実感しております。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があるとあります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com